

食安輸発0825第1号
平成27年8月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産生食用えび(生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。))

標記については、平成27年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正：平成27年8月20日付け食安輸発0820第1号)により通知したところです。

今般、輸入時のモニタリング検査において、タイ産冷凍生食用えびから基準値を超える腸炎ビブリオが検出されたことから、同通知中の別表1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
生食用えび (生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類に限る。)	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。

を追加し、別添1の1及び別表8を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。